



神奈川県社会人サッカーリーグ2部（KSL-2）運営要項

本運営要項（以下要項と称す。）は、一般社団法人神奈川県サッカー協会 第一種社会人サッカーリーグ規約に基づき定める。

第1章 名称及び目的

第1条 本リーグの名称は、神奈川県社会人サッカーリーグ2部（略称KSL-2）と称す。

第2条 本リーグは、一般社団法人神奈川県サッカー協会 第一種社会人部会（以下社会人部会と称す。）の統括を受け、神奈川県内のサッカー水準の向上、及び振興と相互の親交を深めることを目的とする。

第2章 運営委員会の設置並びに構成員

第3条 本リーグを運営するために運営委員会を設置し、構成員は次のとおりとする。

- (1) 本リーグに所属するチームから原則として各1名
- (2) 必要に応じて、社会人部会から推薦を受けた委員等若干名。

第3章 運営委員会の役員と役員分担

第4条 本運営委員会は、次の役員を置く。

- (1) 運営委員長(1名)
本リーグを代表し、社会人部会に参加して本リーグの統括を行い、決定事項の責任を取る。
試合日程に基づいて、審判員（3名）を手配する。
- (2) 運営副委員長(1名)
運営委員長の補佐をする。各ブロックの試合日程調整を行い、統括する。
- (3) 会計委員(1名)
本リーグの会計を管理統括する。
- (4) 記録委員(2名)
本リーグ全試合の戦績及び個人記録を集計する。

第4章 年間運営経費及び経費内容

第5条 本リーグ年間運営費は、各チーム50,000円とし、下記経費について支出をする。

- (1) リーグ全般に関わる経費。（業務経費・会議費・プログラム代・表彰式・その他）
- (2) 賞状（1～2位）、カップ（1～2位）等の経費。

第5章 登録チーム及び登録選手

第6条 本リーグに参加する登録チーム及び登録選手の資格は、社会人サッカーリーグ規約による。

試合毎の登録（エントリー）は、運営委員が未登録及び未エントリーのないことを確認する。なお、不正等を発見した場合は、書面をもって運営委員会に報告することとし、運営委員会が対処決定する。その後の処置については、社会人部会が決定する。



第6章 試合方法及び競技要項

第7条 本リーグの試合方式は、A、B、C、D各ブロックごとに1回戦総当りのリーグ（1チーム6試合）とし、下記の採点方法で1～7位の順位をつける。その後、各ブロック1位による順位決定戦を行う。1～28位の総合順位はリーグ戦の成績で確定する。勝点・総得点の多いチームを上位の順位とする。なお、昇降格については、総会議案書「KSL 昇降格」による。（2020年度は降格なし）

リーグ戦の採点方法

1. 勝ち（3点）、引き分け（1点）、負け（0点）とし、勝ち点の多いチームを上位とする。
2. 勝ち点が同点の場合は、得失点差の多いチームを上位とする。
3. 得失点差が同点の場合は、総得点の多いチームを上位とする。
4. 総得点が同点の場合は、当該チームの対戦の勝ちチームを上位とする。
引き分けの場合は、プレーオフを行う。（日程その他の状況により抽選の場合もあり得る。）

第8条 本要項以外の競技規則は、日本サッカー協会より発行された「サッカー競技規則」及び「日本サッカー協会決定事項」による。

(1) 競技開始及び人数

前後半それぞれ45分間（90分）とし、ハーフタイムのインターバルは10分とする。試合の成立人数は7名以上とする。なお、競技開始前に両チーム運営委員及び審判員とマネージャーズミーティングを行う。

(2) 出場選手の登録及び交代

試合毎の選手登録（エントリー）は、交代要員11名を含め22名とする。なお、交代要員は試合開始前に届けられた11名のうち前後半問わず5名の交代ができる。

また、試合中の交代は5回までとする。

(3) 退場による出場停止

本リーグ戦中に退場を命じられた選手（同一試合で2回の警告による退場処分を命じられた選手を含む）は次の本リーグ戦1試合に出場することはできない。以降の処分については規律フェアプレー部会が決定をする。

(4) 警告による出場停止

本リーグ戦で累積された警告が2回となった選手は、次の本リーグ戦1試合に出場することはできない。警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、最低2試合の出場停止処分とする。累積された警告は本リーグ戦の終了時をもって効力を失う。なお、順位決定戦には適用しない。

(5) 棄権

棄権をしたチームは不戦敗となり、勝ち点-1とし、当確試合は0-3とする。

突発棄権をしたチームは、勝ち点-1（0-3）の負けとし、その理由を書面にて運営委員会に報告することとし、その後の処置については社会人部会が決定する。

*2020年度のリーグ戦に関してはコロナ感染症の影響もあるため、リーグ戦の辞退を認める。
リーグ戦辞退での降格はない。

(6) ユニフォーム

原則としてホームチームが正ユニフォームを着用し、アウェイチームが副ユニフォームを着用する。但し、お互いのチーム及び主審の了解があれば、彩色が重複しないユニフォームの着用を認める。

(7) 背番号

試合時のメンバー表に記載した背番号を使用する。

なお、背番号変更をする場合は、「白い当て布に黒の背番号」（テープ等は禁止）で周囲を縫い付けたもののみ認める。



第7章 ホームチームの役割

第9条 ホームチームは、前年度の成績により決定し、下記の事項の役割を負う。

- (1) グランド
原則としてホームチームが確保する。
- (2) 試合球
リーグにて指定された試合球2個（予備を含む）を用意する。
なお、昨年の試合球を新品同等かきれいな状態のみ使用する事は可。
- (3) 審判料の支払い
ホームチームが定められた金額を支払う。審判代は当該チームで折半。
（1試合につき主審：5,000円、副審：4,000円×2）
審判が会場へ到着し、天候等で試合が中止になった場合、審判へは交通費を支払わなければならない。（3,000円×3）
- (4) 確認連絡
ホームチームは審判員へ連絡し試合開始時刻等、事前に確認する事。
- (5) 試合結果連絡
ホームチームは、試合結果報告書を記入（警告者、退場者等）し、当日中に記録担当へ、メールすること。運営委員長に結果をメールすること。なお、報告書にはアウェイチーム、審判から確認のサインを必ずもらうこと。
原紙は次回運営委員会に持参し、担当者へ提出すること。

第8章 本リーグの申し合わせ事項

第10条 本リーグの申し合わせ事項は下記の通りとする。

- (1) 会場の準備及び使用方法
会場の準備及び使用方法は、その会場の担当者の指示に従うこと。会場の準備は両チームで行い、試合終了後は両チームで必ず整備及び器具の片づけを行うこと。
- (2) 追加登録選手
所定の手続きを完了後、出場可能とする。
- (3) 雨天の場合
グラウンド管理者及び審判の指示を受け、両チームの運営委員が協議し最終決定を下す。
- (4) 運営委員会
月1回の開催を原則とする。各チームの運営委員は参加を義務付ける。
- (5) 県社会人サッカー選手権
本リーグへの参加チームは原則として県社会人サッカー選手権大会の出場義務を負う。
- (6) 選手証について
本リーグ戦において、責任者は常に選手証を携帯しなくてはならない。（選手証のコピー可）尚、写真のついていない選手証に関しては認めない。選手証が間に合わない場合にも、選手証に準ずる書類に写真を貼り付けること。
- (7) 審判講習会
本リーグに所属するチームは社会人部会主催の講習会に参加をすること。
- (8) マネージャーズミーティング



試合開始 60 分前に主審及び両チームの運営委員でミーティングを行う。選手証の確認等を正確に行う。主審より競技に関する注意事項があればそれに従う。

(9) プログラム

本リーグに所属するチームは、リーグで作成したプログラムの購入を義務付ける。

(10) 補足

本リーグ運営要項及び運営委員会の決定事項に違反したチームは、厳重注意とし、以降の処置については社会人部会が決定する。

第9章 附 則

第11条 この運営要項の改廃は、運営委員会で審議し議決を経て、社会人部会の承認を必要とする。

第12条 本運営要項は、平成 16 年4月1日より実施する。

発行元・責任者	KSL-2運営委員会
改定日	平成 17 年4月1日
	平成 19 年4月7日
	平成 20 年4月5日
	平成24 年 1 月29 日
	平成24 年3月18日
	平成 26 年4月5日
	平成28 年3月13日
	平成30 年4月7日
	平成31 年4月6日
	令和2 年4月4日
	令和2 年7月1日
	令和2 年9月30日